

## 【(5)平成30年度診療報酬・介護報酬改定】

項目 ※( )内は改革工程表の項目番号	課題、検討状況 【厚生労働省】	今後の方針 【厚生労働省】
<p>・診療報酬改定の在り方 人口・高齢化の要因を上回る医療費の伸びが大きいことや、保険料などの国民負担、物価・賃金の動向、医療費の増加に伴う医療機関の収入や経営状況、保険財政や国の財政に係る状況等を踏まえつつ、診療報酬改定の在り方について検討する。</p>	<p>○ 医療経済実態調査(医療機関等調査)を実施し、その結果を平成29年11月8日に中央社会保険医療協議会において報告。</p>	<p>○ 予算編成過程において、平成30年度診療報酬改定の改定率を議論。</p>
<p>・病床機能の機能分化・連携、介護施設や在宅医療等への転換(②、①(iii)) 医療機関の地域連携強化に向けたこれまでの診療報酬改定内容を検証するとともに、地域医療構想の実現に資するよう病床の機能分化・連携を更に後押しするため、患者の状態像に即した適切な医療・介護を提供する観点から、報酬水準、算定要件など入院基本料の在り方や介護医療院の介護報酬・施設基準の在り方等について検討し、介護施設や在宅医療等への転換などの対応を進める。医療・介護の連携強化に向けて、診療報酬・介護報酬の両面から対応する。</p>	<p>(診療報酬等に関する事項)</p> <p>○ 平成30年度診療報酬改定に向けて、中央社会保険医療協議会において、平成29年1月から議論を開始。</p> <p>○ 特に入院医療に関する事項については、平成28年度診療報酬改定の影響について、入院医療等の調査を実施。中央社会保険医療協議会入院医療等の調査・評価分科会において、平成29年4月から11月まで計12回にわたり議論。11月17日に議論の結果をとりまとめ、中央社会保険医療協議会において報告。</p> <p>(介護報酬等に関する事項)</p> <p>○ 2017年6月に成立した介護保険法改正法により、新たな介護保険施設として、介護医療院を新設(2018年4月施行)。</p> <p>○ 介護医療院の基準、報酬等について、2017年11月22日の社会保障審議会介護給付費分科会において、議論した。</p>	<p>○ 引き続き中央社会保険医療協議会において議論を行い、その結果を踏まえ、平成30年度診療報酬改定を実施。</p> <p>○ 2018年度介護報酬改定に向けて、介護療養病床から介護医療院等への転換が早期に進むとともに、医療・介護を通じた効率的な提供体制の確保が可能となるように引き続き社会保障審議会介護給付費分科会等において議論する。</p>

<p style="text-align: center;"><b>項目</b></p> <p style="text-align: center;">※( )内は改革工程表の項目番号</p>	<p style="text-align: center;"><b>課題、検討状況</b></p> <p style="text-align: center;"><b>【厚生労働省】</b></p>	<p style="text-align: center;"><b>今後の方針</b></p> <p style="text-align: center;"><b>【厚生労働省】</b></p>
<p>・介護サービス事業者に対するインセンティブ、介護保険における軽度者に係る給付や負担の見直し(27)(i))          自立支援に向けた介護サービス事業者に対するインセンティブ付与のためのアウトカム等に応じた介護報酬のメリハリ付けや、生活援助を中心に訪問介護を行う場合の人員基準の緩和やそれに応じた報酬の設定及び通所介護などその他の給付の適正化について、関係審議会等において具体的内容を検討し、2018年度(平成30年度)介護報酬改定で対応する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 介護サービスの質の評価・自立支援に向けた事業者へのインセンティブについて、2017年8月23日の社会保障審議会介護給付費分科会において、議論した。</li> <li>○ 身体介護と生活援助の在り方等について、同年11月1日の同分科会において、議論した。</li> <li>○ 通所介護の基準・基本報酬等について、同年11月8日の同分科会において、議論した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 2018年度介護報酬改定に向けて、引き続き社会保障審議会介護給付費分科会において議論する。</li> </ul>

## 【(7)薬価制度の抜本改革】

<p style="text-align: center;"><b>項目</b></p> <p style="text-align: center;">※()内は改革工程表の項目番号</p>	<p style="text-align: center;"><b>課題、検討状況</b></p> <p style="text-align: center;"><b>【厚生労働省】</b></p>	<p style="text-align: center;"><b>今後の方針</b></p> <p style="text-align: center;"><b>【厚生労働省】</b></p>
<p>・薬価制度の抜本改革に向けた基本方針(③)  「薬価制度の抜本改革に向けた基本方針」(平成28年12月20日)に基づき、効能追加等に伴う市場拡大への対応、毎年薬価調査・薬価改定、新薬創出・適応外薬解消等促進加算制度のゼロベースでの抜本的見直し、費用対効果評価の本格導入などの薬価制度の抜本改革等に取り組み、「国民皆保険の持続性」と「イノベーションの推進」を両立し、国民が恩恵を受ける「国民負担の軽減」と「医療の質の向上」を実現する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 薬価制度の抜本改革については、中央社会保険医療協議会において、平成29年1月から10月まで計14回に渡り、以下の論点ごとに議論。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 効能追加等に伴う市場拡大への対応</li> <li>・ 改定年の間の年の薬価調査・薬価改定</li> <li>・ 新薬創出等加算の在り方 等</li> </ul> </li> <li>○ 議論を踏まえ、11月22日の中央社会保険医療協議会において、薬価制度の抜本改革案を提示。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 引き続き中央社会保険医療協議会等において議論を行い、平成29年末までに結論を得る。</li> </ul>